

長崎市建設工事等検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により実施する建設工事又は建設工事若しくは樹木保護管理（除草を除く。以下同じ。）に係る業務委託（以下「工事等」という。）の給付の完了の確認をするための検査について、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号。以下「規則」という。）第40条第2項の規定により行う検査を適性かつ効率的に執行するため必要な事項を定めるものとする。

(検査職員)

第2条 規則第40条に規定する検査職員（以下「検査職員」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める職員をもって充てる。

- (1) 専門検査職員 財務部検査指導室の検査職員
- (2) 指定検査職員 財務部検査指導室長（以下「検査指導室長」という。）が必要とする場合において、行政職給料表の職務の級5級又は4級（再任用職員を除く。）の職員のうちから検査指導室長が指名した者。ただし、検査職員に対し検査業務が一時に集中し、検査を速やかに行うことが困難なときにあっては、市長が認める職員のうちから検査指導室長が指名することができるものとする。

2 検査職員が行う工事等の検査は、次の各号に掲げる検査職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 専門検査職員 次に掲げる検査
 - ア 契約金額が1件200万円を超える建設工事の検査
 - イ 契約金額が1件100万円を超える建設工事に係る業務委託の検査

査

ウ 樹木保護管理に係る業務委託（制限付一般競争入札により契約を締結したものに限る。）の検査

エ その他検査指導室長が必要と認めた工事等の検査

(2) 指定検査職員 前号に掲げる検査以外の工事等の検査及び検査指導室長が必要と認めた工事等の検査

（工事等の検査の種類）

第3条 工事等の検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完成検査又は完了検査（工事等が完成し、又は完了したときに行う検査をいう。）

(2) 既済部分検査（契約に基づき、受注者から部分払いの請求があったとき又は契約の解除その他市長が必要と認めた場合における工事等の既済部分に対して行う検査をいう。）

(3) 指定部分完成検査（設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該部分が完成したときに行う検査をいう。）

(4) 指定部分完了検査（設計図書において業務委託の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該部分が完了したときに行う検査をいう。）

(5) 中間検査（完成検査時に出来形、品質の確認が困難である場合、工事等の施工過程において検査をいう。）

（検査計画）

第4条 検査指導室長は、工事等の契約を締結したときは、その内容を検査計画・記録表（第1号様式）に記載し、当該工事等の検査を担当する検査職員を選定するとともに、検査計画を立てなければならない。

2 前項の規定は、契約の変更及び解除に準用する。

(検査の実施)

第5条 検査職員は、設計図書に基づき、あらかじめ当該工事等の内容について把握し、規則第42条の規定に基づき厳正かつ公正に検査するものとする。

2 前項の検査に必要な基準は、別に定める。

3 検査職員は、地下、水中工事等で外部から確認し難い部分並びに既済部分検査、指定部分完成検査及び指定部分完了検査で確認した部分の検査については、監督職員から施工の状況を聴くとともに工事写真等の記録に基づいて施工の適否を判定することができる。

4 検査職員は、地下、水中工事等で外部から確認し難い部分が想定される重要な工事については、中間検査及び指導を行うことができる。

(検査の手続)

第6条 工事等の担当課長は、受注者から工事完成通知書、完了通知書、既済部分検査申込書、指定部分完成通知書又は指定部分完了通知書が提出されたときは、関係書類を添え検査指導室長に検査を依頼するものとする。

2 検査指導室長は、工事等の検査の依頼を受けたときは、速やかに当該工事等の検査日及び検査職員の氏名を次に掲げる検査通知書の様式により、当該工事等の担当課長に通知するものとする。

- (1) 工事完成検査通知書（第2号様式）
- (2) 業務委託完了検査通知書（第2号様式の2）
- (3) 工事中間検査通知書（第2号様式の3）
- (4) 業務委託中間検査通知書（第2号様式の4）

- (5) 工事既済部分検査通知書（第 2 号様式の 5）
- (6) 業務委託既済部分検査通知書（第 2 号様式の 6）
- (7) 工事指定部分完成検査通知書（第 2 号様式の 7）
- (8) 業務委託指定部分完了検査通知書（第 2 号様式の 8）

3 工事等の担当課長は、前項の通知を受けたときは、速やかに検査日について、当該工事等を担当する監督職員及び受注者に通知するものとする。

4 検査指導室長は、中間検査を実施しようとするときは、少なくとも検査実施日の前日までに当該工事等の担当課長に通知するものとする。

（検査の準備）

第 7 条 監督職員及び受注者は検査に当たり、次に掲げる準備をしなければならない。

- (1) 契約関係書類
- (2) 工事等の施工又は履行に関する記録
- (3) 設計図書で定めた検査に必要な措置
- (4) 検査に必要な機器及び設備
- (5) その他参考となる資料

（検査の立会）

第 8 条 検査職員は、検査の実施に当たっては、規則第 4 2 条の規定により監督職員及び受注者又はその代理人その他必要と認められる者を立ち会わせなければならない。この場合において、検査指導室長が必要と認める場合は、当該検査に係る工事等に関係する職員を立ち会わせることができる。

2 前項の場合において、受注者又はその代理人がやむを得ない事由により検査に立会えない場合は、立会わせることなく検査を実施することが

できる。

(検査の中止)

第9条 検査職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止し、検査指導室長に報告しなければならない。

- (1) 受注者が、前条第1項に規定する検査の立会を拒んだとき。
- (2) 受注者又はその代理人若しくは使用人が検査職員の指示に従わないとき又は検査職員の職務の執行を妨げたとき。
- (3) 天災その他不可抗力により、検査を行うことができないとき。

(検査の委託)

第10条 検査指導室長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定に基づき、本市の検査職員以外の者に検査を委託する場合は、市長の承認を得て、これを行うものとする。

2 検査指導室長は、前項の規定により検査を委託したときは、委託を受けた者をしてその検査結果について検査報告書その他検査の内容を明確にした書類を提出させるものとする。

3 前項の規定による検査の執行に検査指導室長が必要と認めたときは、専門検査職員を立ち会わせることができる。

(検査に関する助言及び指導)

第11条 検査職員は、特に困難と認める検査又は検査方法等について、技術担当の部長に対し、技術上の助言及び指導を求めることができる。

(検査の報告)

第12条 検査職員は、完成検査、完了検査、既済部分検査、指定部分完成検査及び指定部分完了検査を終了したときは、規則第43条の規定に基づき、その結果を次に掲げる検査報告書の様式により市長に報告しなければならない。

- (1) 工事検査報告書（完成検査）（第 3 号様式）
- (2) 業務委託検査報告書（完了検査）（第 3 号様式の 2）
- (3) 工事検査報告書（既済検査）（第 3 号様式の 3）
- (4) 業務委託検査報告書（既済検査）（第 3 号様式の 4）
- (5) 工事検査報告書（指定部分完成検査）（第 3 号様式の 5）
- (6) 業務委託検査報告書（指定部分完了検査）（第 3 号様式の 6）

2 検査職員は、検査の結果、修補（軽易な手直しを除く。）を必要と認めたときは、受注者に対し、工事修補指示書（第 3 号様式の 7）又は業務修補指示書（第 3 号様式の 8）により修補期限を指定して指示するとともに、その写しを工事等の担当課長に送付するものとする。

3 工事等の担当課長は、前項の規定に基づき受注者から修補に係る工事完成通知書又は完了通知書が提出されたときは、関係書類を添え検査指導室長に再検査を依頼するものとする。この場合において、検査の事務及び方法は、第 6 条から第 8 条までの規定を準用する。

4 検査職員は、中間検査を行ったときは工事検査報告書（中間検査）（第 3 号様式の 9）又は業務委託検査報告書（中間検査）（第 3 号様式の 10）により、その結果を市長に報告しなければならない。

5 検査指導室長は、第 1 項及び前項の報告終了後、速やかにその報告書を当該工事等の担当課長に送付するものとする。

（工事等の成績評定）

第 13 条 検査職員及び監督職員は、工事等の完成又は完了確認後、速やかに別に定めるところにより当該工事等の成績を評定するものとする。

（検査事務の整理）

第 14 条 検査指導室長は、検査に必要な帳簿を備えて、検査の記録を整備しておくものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、検査職員の検査について必要な事項は財務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

(長崎市建設工事検査要綱の廃止)

2 長崎市建設工事検査要綱（昭和 56 年 12 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 5 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日告示第 194 号）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 10 日告示第 282 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日告示第 292 号の 2）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 13 日告示第 139 号）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日告示第 229 号）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 29 日告示第 568 号）

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 1 日告示第 348 号）

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 3 日告示第 454 号）

この要綱は、平成 26 年 7 月 3 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日告示第 175 号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 25 日告示第 647 号）

この要綱は、令和 2 年 11 月 25 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日告示第 146 号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２８日告示第２２４号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年５月１９日告示第４４２号）

（施行期日）

１ この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２ 第１条の規定による改正後の長崎市建設工事等競争入札参加者の資格
審査及び選定要綱及び第２条の規定による改正後の長崎市建設工事等検
査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する検査から適用する。

第1号様式(第4条関係)

検査計画・記録表

[illegible]

工 事 完 成 検 査 通 知 書

年 月 日

様

検 査 指 導 室 長

下記の工事について、完成検査をしますので、通知します。

工 事 番 号 第 号

1.工 事 担 当 課	
2.工 事 名	
3.工 事 場 所	
4.請 負 代 金 額	円
5.契 約 年 月 日	年 月 日
6.工 期	年 月 日から
	年 月 日まで
7.完成通知書届出日	年 月 日
8.受 注 者	
9.監 督 職 員 氏 名	

検 査 日	年 月 日
検 査 職 員 氏 名	
特 記 事 項	

業 務 委 託 完 了 検 査 通 知 書

年 月 日

様

検 査 指 導 室 長

下記の委託業務について、完了検査をしますので、通知します。

委 託 番 号 第 号

1.業 務 担 当 課	
2.委 託 業 務 名	
3.履 行 場 所	
4.業 務 委 託 料	円
5.契 約 年 月 日	年 月 日
6.履 行 期 間	年 月 日から
	年 月 日まで
7.完了通知書届出日	年 月 日
8.受 注 者	
9.監 督 職 員 氏 名	

検 査 日	年 月 日
検 査 職 員 氏 名	
特 記 事 項	

工 事 中 間 検 査 通 知 書

年 月 日

様

検 査 指 導 室 長

下記の工事について、中間検査をしますので、通知します。

工 事 番 号 第 号

1.工 事 担 当 課	
2.工 事 名	
3.工 事 場 所	
4.請 負 代 金 額	円
5.契 約 年 月 日	年 月 日
6.工 期	年 月 日から
	年 月 日まで
7.検 査 依 頼 日	年 月 日
8.受 注 者	
9.監 督 職 員 氏 名	

検 査 日	年 月 日
検 査 職 員 氏 名	
特 記 事 項	

業 務 委 託 中 間 検 査 通 知 書

年 月 日

様

検 査 指 導 室 長

下記の委託業務について、中間検査をしますので、通知します。

委 託 番 号 第 号

1.業 務 担 当 課	
2.委 託 業 務 名	
3.履 行 場 所	
4.業 務 委 託 料	円
5.契 約 年 月 日	年 月 日
6.履 行 期 間	年 月 日から
	年 月 日まで
7.検 査 依 頼 日	年 月 日
8.受 注 者	
9.監 督 職 員 氏 名	

検 査 日	年 月 日
検 査 職 員 氏 名	
特 記 事 項	

工 事 既 済 部 分 検 査 通 知 書

年 月 日

様

検 査 指 導 室 長

下記の工事について、既済部分検査をしますので、通知します。

工 事 番 号 第 号

1. 工 事 担 当 課	
2. 工 事 名	
3. 工 事 場 所	
4. 請 負 代 金 額	円
5. 契 約 年 月 日	年 月 日
6. 工 期	年 月 日から
	年 月 日まで
7. 既済部分検査申込日	年 月 日
8. 受 注 者	
9. 監 督 職 員 氏 名	

検 査 日	年 月 日
検 査 職 員 氏 名	
特 記 事 項	

業務委託既済部分検査通知書

年 月 日

様

検査指導室長

下記の委託業務について、既済部分検査をしますので、通知します。

委託番号第 号

1.業務担当課	
2.委託業務名	
3.履行場所	
4.業務委託料	円
5.契約年月日	年 月 日
6.履行期間	年 月 日から
	年 月 日まで
7.既済部分検査申込日	年 月 日
8.受注者	
9.監督職員氏名	

検査日	年 月 日
検査職員氏名	
特記事項	

工事指定部分完成検査通知書

年 月 日

様

検査指導室長

下記の工事について、指定部分完成検査をしますので、通知します。

工事番号第 号

1. 工事担当課	
2. 工事名	
3. 工事場所	
4. 請負代金額	円
5. 契約年月日	年 月 日
6. 指定部分工期	年 月 日から
	年 月 日まで
7. 指定部分検査申込日	年 月 日
8. 指定部分請負代金額	円
9. 受注者	
10. 監督職員氏名	

検査日	年 月 日
検査職員氏名	
特記事項	

業務委託指定部分完了検査通知書

年 月 日

様

検査指導室長

下記の委託業務について、指定部分完了検査をしますので、通知します。

委託番号第 号

1.業務担当課	
2.委託業務名	
3.履行場所	
4.業務委託料	円
5.契約年月日	年 月 日
6.指定部分履行期間	年 月 日から
	年 月 日まで
7.指定部分検査申込日	年 月 日
8.指定部分業務委託料	円
9.受注者	
10.監督職員氏名	

検査日	年 月 日
検査職員氏名	
特記事項	

第3号様式（第12条関係）

（あて先）長 崎 市 長

工 事 検 査 報 告 書

検 査 の 種 類

完 成 検 査

工 事 番 号	第 号	
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期	年 月 日から	年 月 日まで
請 負 代 金 額	円	
受 注 者 名		
完成通知書届出日	年 月 日	
検 査 年 月 日	年 月 日	
監 督 職 員	課名	氏名
立 会 人	受 注 者	氏名
備 考		

上記工事は、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に基づき、完成検査を行った結果、これらのとおり完成したことを確認する。

年 月 日

検 査 職 員 所 属 名
氏 名

印

第3号様式の2（第12条関係）

（あて先）長 崎 市 長

業 務 委 託 検 査 報 告 書

検 査 の 種 類

完 了 検 査

委 託 番 号		第 号
委 託 業 務 名		
履 行 場 所		
履 行 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
業 務 委 託 料		円
受 注 者 名		
完了通知書届出日		年 月 日
検 査 年 月 日		年 月 日
監 督 職 員		課名 氏名
立 会 人	受 注 者	氏名
備 考		

上記委託業務は、業務委託契約書、仕様書、その他関係図書に基づき、検査を行った結果、これらのとおり完了したことを確認する。

年 月 日

検 査 職 員 所 属 名
氏 名

印

第3号様式の3（第12条関係）

（あて先）長 崎 市 長

工 事 検 査 報 告 書

検 査 の 種 類

既 済 検 査

工 事 番 号		第 号
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額		円
受 注 者 名		
既済部分検査申込日		年 月 日
検 査 年 月 日		年 月 日
監 督 職 員		課名 氏名
立 会 人	受 注 者	氏名
備 考		

上記工事は、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に基づき、既済部分検査を行った結果、別紙内訳書のとおり 金 円也の既済部分があったことを確認する。

年 月 日

検 査 職 員 所 属 名
氏 名

印

第3号様式の4（第12条関係）

（あて先）長 崎 市 長

業 務 委 託 検 査 報 告 書

検 査 の 種 類

既 済 検 査

委 託 番 号		第 号
委 託 業 務 名		
履 行 場 所		
履 行 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
業 務 委 託 料		円
受 注 者 名		
既済部分検査申込日		年 月 日
検 査 年 月 日		年 月 日
監 督 職 員		課名 氏名
立 会 人	受 注 者	氏名
備 考		

上記委託業務は、業務委託契約書、仕様書、その他関係図書に基づき、既済部分検査を行った結果、

別紙内訳書のとおり 金

円也の既済部分があったことを確認する。

年 月 日

検 査 職 員 所 属 名
氏 名

印

第3号様式の5（第12条関係）

（あて先）長 崎 市 長

工 事 検 査 報 告 書

検 査 の 種 類

指定部分完成検査

工 事 番 号		第 号	
工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 代 金 額		円	
契 約 年 月 日		年 月 日	
指 定 部 分 工 期		年 月 日から 年 月 日まで	
完 成 年 月 日		年 月 日	
指定部分請負代金額		円	
受 注 者 名			
指定部分検査申込日		年 月 日	
検 査 年 月 日		年 月 日	
監 督 職 員		課名 氏名	
立 会 人	受 注 者	氏名	
備 考			

上記工事は、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に基づき、指定部分検査を行った結果、別紙内訳書のとおり 金 円也の指定部分が完成したことを確認する。

年 月 日

検 査 職 員 所 属 名
氏 名

印

第3号様式の6（第12条関係）

（あて先）長 崎 市 長

業 務 委 託 検 査 報 告 書

検 査 の 種 類

指定部分完了検査

委 託 番 号	第 号
委 託 業 務 名	
履 行 場 所	
業 務 委 託 料	
契 約 年 月 日	年 月 日
指定部分履行期間	年 月 日から 年 月 日まで
完 了 年 月 日	年 月 日
指定部分業務委託料	円
受 注 者 名	
指 定 部 分 検 査 申 込 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
監 督 職 員	課名 氏名
立 会 人	受 注 者 氏名
備 考	

上記委託業務は、業務委託契約書、仕様書、その他関係図書に基づき、指定部分検査を行った結果、別紙内訳書のとおり 金 円也の指定部分が完了したことを確認する。

年 月 日

検 査 職 員 所 属 名
氏 名

印

工事修補指示書

平成 年 月 日

様

検査職員氏名 印

下記工事の検査の結果、次のとおり修補を指示する。なお、修補が完成したときは、直ちに
工事完成通知書により報告すること。

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額	円
完 成 通 知 書 提 出 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
修 補 期 限	年 月 日
修補指示内容	

業務修補指示書

平成 年 月 日

様

検査職員氏名 印

下記業務の検査の結果、次のとおり修補を指示する。なお、修補が完了したときは、直ちに完了通知書により報告すること。

業 務 番 号	第 号
業 務 名	
履 行 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額	円
完了通知書提出日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
修 補 期 限	年 月 日
修補指示内容	

第3号様式の9（第12条関係）

（あて先）長 崎 市 長

工 事 検 査 報 告 書

検 査 の 種 類

中 間 検 査

工 事 番 号		第 号
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		年 月 日から 年 月 日まで
請 負 代 金 額		円
受 注 者 名		
検 査 依 頼 日		年 月 日
検 査 年 月 日		年 月 日
監 督 職 員		
立 会 人	受 注 者	氏名
備 考		

上記工事は、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に基づき、中間検査を行いましたので報告します。

年 月 日

検 査 職 員 所 属 名
氏 名

印

第3号様式の10（第12条関係）

（あて先）長 崎 市 長

業 務 委 託 検 査 報 告 書

検 査 の 種 類

中 間 検 査

委 託 番 号		第 号
委 託 業 務 名		
履 行 場 所		
履 行 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
業 務 委 託 料		円
受 注 者 名		
検 査 依 頼 日		年 月 日
検 査 年 月 日		年 月 日
監 督 職 員		
立 会 人	受 注 者	氏名
備 考		

上記委託業務は、業務委託契約書、仕様書、その他関係図書に基づき、中間検査を行いましたので報告します。

年 月 日

検 査 職 員 所 属 名
氏 名

印